

公共事業道路省の「製品登録制度(Product Accreditation Scheme; P.A.S.)」について

I. 本制度の概要

公共事業道路省(DPWH)は、大臣令 (Department Order) No.189 (AUG 08 2002)¹⁾により新規もしくは革新的な (new or innovative) な製品を公共事業に活用する際に必要な評価手順を、製品登録制度 (P.A.S.) として定めています。

当制度の対象は、DPWH が採用している既存の仕様でカバーされていない製品や施工方法とし、例として地盤改良材、コンクリートやアスファルト混和材、道路のひび割れやくぼみの修理用製品などが挙げられます。

評価の手順としては、以下の通りです：

- ①製品の特徴や適用範囲および試験手法の評価
- ②小規模パイロット試験の実施
- ③DPWH 事業における製品の条件付き利用承認の証明書 (Certificate of Conditional Approval to Use the Product in DPWH Projects) の発行
- ④大規模パイロット試験の実施
- ⑤製品登録証明書 (Certificate of Product Accreditation) の発行

II. 本制度を活用するメリット

規格を含む製品を P.A.S.に登録することで、以下のメリットが考えられます：

- ①DPWH が公共調達するにあたり、P.A.S.を根拠に発注できることから、担当者による採用が格段に楽になる。(登録がない場合、その技術の有効性・他の代替案との比較等を、所属事業所に加え、設計局や研究・基準局等の了解を個別に得る必要がある)
- ②DPWH 全事業での採用が可能となる。
- ③「製品登録証明書 (Certificate of Product Accreditation)」発行時の大臣令により製品の周知が図れる。

ただし、以下のような場合には同証明書が無効となりますのでご注意ください：

- 提案企業が提出した製品情報に虚偽が認められた場合
- 提案製品の製造者が、提案企業の販売代理権を解約した場合

- 何らかの変更により提案製品の性能の低下がみられた場合

III. P.A.S.を利用するには

民間企業は、以下の3点をDPWHに提出します：

- 該当する製品の評価にあたりP.A.S.の活用の意向を明記したレター
- 製品の特徴や試験の必要条件などを含むパンフレットや印刷物
- 販売代理店や納入業者のリストおよび販売価格

IV. 評価について

上記の書類の受領後、DPWHの研究・規準局（Bureau of Research and Standards ; BRS）ⁱⁱⁱ が、DPWH Standard Specifications for Highways, Bridges and Airports, Volume II for the Item of Work^{iv}に記載された要件を提案製品が満たすかどうかについて、パンフレットや印刷物で示されている性能を有するか否か室内試験を行います。

室内試験で提案製品がDPWHの要件を満たすと判断された際には、小規模パイロット試験を2回実施します。提案企業は当試験用に無償で製品を提供すること、および試験終了後1年間の製品保証をすることが求められます。またBRSと提案企業は、提案製品の性能を1年間（最初の半年間は毎月、後半の半年間は四半期毎）モニタリングします。ただし道路のひび割れやくぼみの修理用製品のモニタリング期間は半年間（最初の3か月間に毎月）とし、半年後に最終検査を実施します。

最終検査で2回のパイロット試験で満足な結果が得られた場合、「DPWH 事業における製品の条件付き利用承認の証明書（Certificate of Conditional Approval to Use the Product in DPWH Projects）」が発行されます（有効期限5年）。

2回のうち1回のパイロット試験で基準を満たす結果が得られなかった場合、提案企業の要望により3回目のパイロット試験を同じ条件の元で実施する事ができます。ただしうち2回の試験結果が芳しくない場合にはDPWHの事業での使用は認められません。

「条件付き利用承認の証明書」が発行されたのち、5年の有効期限内に提案企業は大規模パイロット試験の実施を行い、提案製品の長期的性能を実証することが認められます。小規模パイロット試験同様、製品の無償提供および1年間の製品保証が提案企業に求められます。モニタリング期間も同様に設定されますが、製品によってはBRSと提案企業が別途適切な期間を決定する場合があります。

大規模パイロット試験実施後、1年間の保証期間終了時に満足のいく結果が得られた場合、DPWH大臣の署名入りの「製品登録証明書（Certificate of Product Accreditation）」が提案企業に発行されます。またDPWHの事業における提案製品の使用に係る規定を定めた大臣令（Department Order）が発令されます。この規定

は、提案製品の説明や特徴、テスト手順、使用手順、使用される機材、支払根拠などの詳細が記載されます。

大規模パイロット試験の結果が芳しくない場合は、製品の使用は認められません。

V. その他留意事項

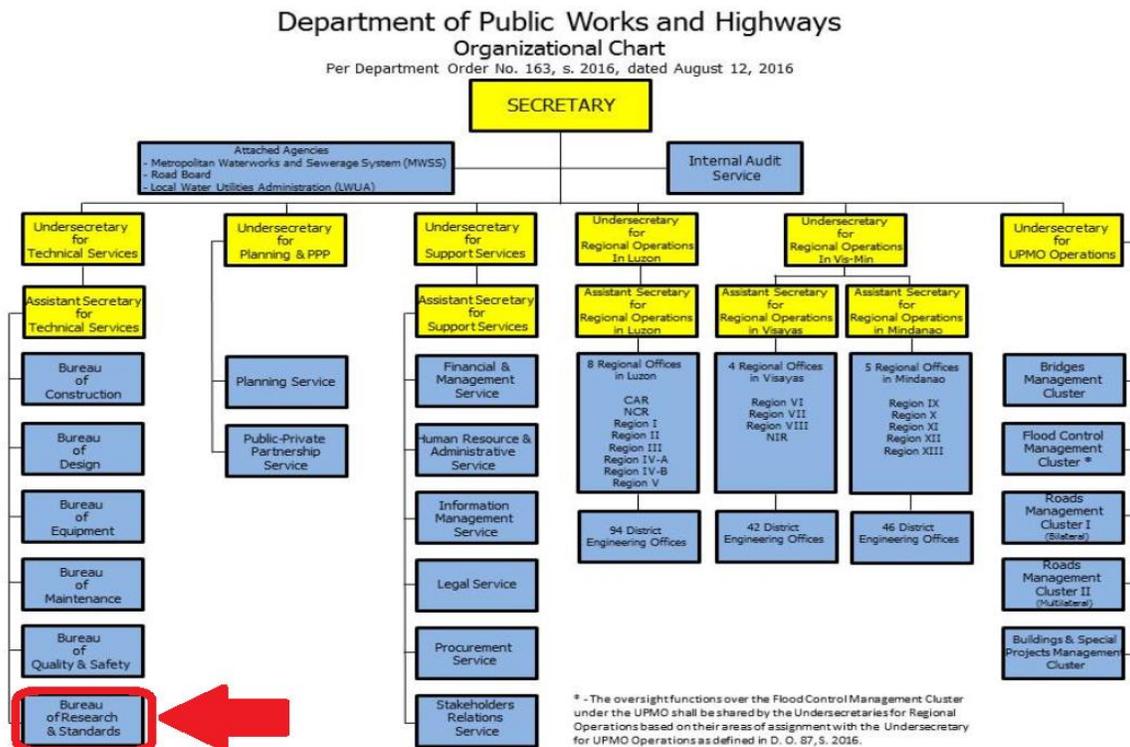
上記制度に登録したのち、実際に DPWH への販売を行うには同省の電子調達システムである PS-PhilGEPS (<https://philgeps.gov.ph/>)への登録が必要となります。

また本資料に記載された事項については、2016 年 11 月時点で JICA フィリピン事務所が情報収集した内容に基づいたものとなります。最新の情報につきましては DPWH に直接ご確認いただきますようお願い致します。

ⁱ http://www.dpwh.gov.ph/policies_procedures/..%5Cpdf/issuances/DO/02/DO_189_S2002.pdf

ⁱⁱ 提出先：Bureau of Research & Standards, Department of Public Works and Highways, Quezon City, 1000 Metro Manila EDSA, Philippines (Tel:+632-926-3735, Fax +632-926-3735/3530)

ⁱⁱⁱ DPWH における BRS の位置付けは、以下の組織図中の矢印を参照。



(出典：http://www.dpwh.gov.ph/about_us/org_chart/index.htm)

^{iv}通称「Blue Book」と呼ばれ現行 2013 年版が使用されている。改訂頻度は 5-8 年毎。DPWH から 300 ペソで購入可能な他、インターネットで PDF 版が出回っている状況。審査基準は対外秘。